

(別紙1)

| 変更前の記録  | 変更後の記録  |
|---|---|
| <p>地方税法に基づき、賦課期日1月1日時点で本市に住所を有する個人に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料から、個人住民税額を算出し賦課する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 課税対象者情報の準備<br/>・賦課期日1月1日現在の住民基本台帳情報を取得し課税対象者情報を作成する。</li><li>2. 課税資料收受業務<br/>・確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料を收受する。<br/>・課税資料の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。<br/>・当初課税支援システムに課税資料を取り込み、資料の宛名情報を基に内部識別番号と突合し個人の特定制をし、資料の内容を精査する。<br/>・精査した資料を名寄せし、当初課税用データを作成する。</li><li>3. 賦課決定業務<br/>・当初課税用データをAcrocity個人住民税に取り込み、賦課情報を作成する。<br/>・税額通知書、納付書作成のため、委託先に賦課情報を提供する。<br/>・納税義務者、特別徴収義務者へ税額を通知する。<br/>・賦課情報を中間サーバーに登録する。<br/>・賦課情報を庁内他課へ移転する。<br/>・賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。</li><li>4. 調査業務<br/>・扶養控除等の対象要件を調査する。<br/>・各種支払調書等課税資料を調査する。<br/>・給与支払報告書未提出事業所を調査する。<br/>・申告書等の未提出者を調査する。<br/>・調査において、賦課情報に変更が生じた場合は、再度、個人住民税額を算出し賦課する。</li></ol> | <p>地方税法に基づき、賦課期日1月1日時点で本市に住所を有する個人に対して、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料から、個人住民税額を算出し賦課する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 課税対象者情報の準備<br/>・賦課期日1月1日現在の住民基本台帳情報を取得し課税対象者情報を作成する。</li><li>2. 課税資料收受業務<br/>・確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書などの各種課税資料を收受する。<br/>・課税資料の一部を委託業者に提供し、電子データ化する。<br/>・当初課税支援システムに課税資料を取り込み、資料の宛名情報を基に内部識別番号と突合し個人の特定制をし、資料の内容を精査する。<br/>・精査した資料を名寄せし、当初課税用データを作成する。</li><li>3. 賦課決定業務<br/>・当初課税用データをAcrocity個人住民税に取り込み、賦課情報を作成する。<br/>・税額通知書、納付書作成のため、委託先に賦課情報を提供する。<br/>・納税義務者、特別徴収義務者へ税額を通知する。<br/>・賦課情報を中間サーバーに登録する。<br/>・賦課情報を庁内他課へ移転する。<br/>・賦課情報に基づき、申請に応じて所得証明書、課税(非課税)証明書を発行する。</li><li>4. 調査業務<br/>・扶養控除等の対象要件を調査する。<br/>・各種支払調書等課税資料を調査する。<br/>・給与支払報告書未提出事業所を調査する。<br/>・申告書等の未提出者を調査する。<br/>・調査において、賦課情報に変更が生じた場合は、再度、個人住民税額を算出し賦課する。</li><li>5. 課税権通知業務<br/>・本市に住民基本台帳登録が無い者に賦課した場合において、他自治体へ地方税第294条第3項通知(住登外課税通知)をする。</li><li>6. 他団体間回送業務<br/>・課税権がない課税資料の課税団体への回送</li></ol> |